

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

○保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(地域医療課)

二

訓令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

○北海道被服貸付規程の一部を改正する訓令

(人事課)

六

○北海道職員の子供休業等に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

六

○北海道診療車運営規程の一部を改正する訓令

(地域医療課)

六

告示

○一般競争入札(物品の購入)の実施

(地域医療課)

七

○特定調達契約に係る落札者等の公示

(食品衛生課)

八

○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出

(地域産業課)

八

○平成十四年度前期実施技能検定試験の実施

(人材育成課)

九

○土地改良区の役員の退任の届出

(土地改良指導課)

二

○道営土地改良事業計画の決定

(土地改良指導課)

二

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課)

二

○肥料の登録

(流通対策課)

二

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

三

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課)

三

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課)

三

○公共測量の終了の通知(二件)

(建設部総務課)

三

○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始

(道路計画課)

四

○道路の区域の変更(三件)

(道路整備課)

四

○道路の供用の開始

(道路整備課)

五

○道路の区域の変更及び供用の開始(六件)

(道路整備課)

五

○公有水面の埋立ての免許の出願

(砂防災害課)

七

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可

(砂防災害課)

九

○土地区画整理組合の解散の認可

(都市環境課)

九

○都市計画事業の認可

(公園下水道課)

一〇

公表

○建築基準法第六条第一項第四号の規定による区域指定の一部改正

(建築指導課)

二〇

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正

(経理課)

二〇

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正

(物品管理課)

二〇

○北海道卸売市場整備計画

(地域産業課)

二一

○争議行為の通知

(労政福祉課)

二一

○獣医療を提供する体制の整備を図るための北海道計画

(酪農畜産課)

二一

○一級河川石狩川水系石狩川中流当別圏域の河川整備計画

(河川課)

二一

公告

○平成十三年における北海道の職員数等の状況

(人事課)

二二

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

二三

○特定調達契約に係る落札者等の公示

二三

支庁公告

○軽油引取税免税証の亡失の届出(二件)

二三

道立衛生学院告示

○一般競争入札(清掃業務)の実施

二三

○一般競争入札(暖房業務)の実施

二五

○一般競争入札(警備業務)の実施

二六

○一般競争入札(給食業務)の資格に関する公示

二七

○一般競争入札(給食業務)の実施

二八

道立中央農業試験場告示

○一般競争入札(暖房等業務)の実施

二九

○一般競争入札(冷凍機保守業務)の資格に関する公示

二九

○一般競争入札(水質汚濁防止処理施設保守管理等業務)の資格に関する公示

三〇

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成十四年一月分)

三一

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年一月分)

三一

○政治団体の解散の届出(平成十四年一月分)

三二

○資金管理団体の指定の届出(平成十四年一月分)

三三

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年一月分)

三四

○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年一月分)

三五

○資金管理団体でなくなった旨の届出(平成十四年一月分)

三五

平成十四年三月一日 金 曜 日

○政党支部の届出（平成十四年一月分）

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

道警察本部告示

○一般競争入札の実施に関する公告

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する

規程

三五
三六
四〇
四一

公布された規則のあらまし

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第七号）

一 趣旨及び内容

保健婦助産婦看護婦法の改正に伴い、次に掲げる規則について規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

1 北海道行政組織規則（昭和四十一年北海道規則第二十一号）

2 災害救助法施行細則（昭和三十一年北海道規則第四百十二号）

3 保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和二十八年北海道規則第四十一号）

4 北海道巡回診療条例施行規則（昭和三十六年北海道規則第九十七号）

5 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和三十七年北海道規則第五十二号）

6 北海道立衛生学院学則（昭和三十七年北海道規則第二百二十三号）

7 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年北海道規則第四百十三号）

8 北海道立網走高等看護学院学則（昭和四十五年北海道規則第四百十二号）

9 医療法施行細則（昭和四十六年北海道規則第八十四号）

10 北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則（昭和四十六年北海道規則第一百十号）

11 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和四十七年北海道規則第二百二十三号）

12 北海道立釧路高等看護学院学則（昭和四十七年北海道規則第二百二十四号）

13 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和四十八年北海道規則第九十九号）

14 北海道立江差高等看護学院学則（平成十年北海道規則第三十七号）

15 母体保護法施行細則（昭和二十七年北海道規則第二百二十九号）

16 結核予防法施行細則（昭和三十八年北海道規則第七十九号）

17 母子保健法施行細則（昭和五十七年北海道規則第三十八号）

18 栄養改善法施行細則（昭和二十八年北海道規則第六号）

規 則

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成十四年三月一日 北海道知事 堀 達 也

北海道規則第七号

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道行政組織規則の一部改正）

第一条 北海道行政組織規則（昭和四十一年北海道規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項地域医療課の事項第七号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第九十九条及び第一百二条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

第一百一十一条 第一項企画総務課の事項第三号中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

（災害救助法施行細則の一部改正）

第二条 災害救助法施行細則（昭和三十一年北海道規則第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条 第三項第三号中「助産婦」を「助産師」に改める。

別表第二の一の表ハの項中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

（保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部改正）

第三条 保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和二十八年北海道規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健師助産師看護師法施行細則

第一条中「保健師助産師看護師法（）」を「保健師助産師看護師法（）」に、「保健師助産師看護師法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健師助産師看護師法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改める。

第四条の見出しを（「准看護師免許申請」）に改め、同条中「准看護婦免許申請書」を「看護師免許申請書」に改める。

第五条の見出し中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改め、同条中「准看護婦」を「看護師」に改める。

第六条の見出し中「准看護婦籍」を「看護師籍」に改め、同条中「准看護婦籍」を「看護師籍」に、「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「准看護婦籍」を「看護師籍」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「准看護婦試験」を「看護師試験」に改める。
附則第三項を削る。

別記第一号様式中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に、「保健師助産師看護師法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦の」を「看護師の」に、「准看護婦籍」を「看護師籍」に改める。

別記第二号様式中「准看護婦免許申請書」を「看護師免許申請書」に、「准看護婦免許」を「看護師免許」に、「准看護婦試験合格」を「准看護師試験合格」に、「准看護婦の」を「准看護師の」に改め、同様式備考3(1)の事項中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

別記第三号様式中「准看護婦用免許申請書」を「看護師用免許申請書」に、「保健師助産師看護師法」を「保健師助産師看護師法」に改める。

別記第四号様式中「准看護婦籍訂正・免許証書換え交付申請書」を「看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」に、「准看護婦籍訂正・免許証書換え交付を」を「看護師籍訂正・免許証書換え交付を」に改め、同様式備考3(2)の事項中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改める。

別記第五号様式中「准看護婦免許証再交付申請書」を「看護師免許証再交付申請書」に、「准看護婦免許証を」を「看護師免許証を」に、「を損」を「損傷」に、「准看護婦試験合格」を「准看護師試験合格」に改め、同様式備考3(2)の事項中「准看護婦免許証」を「看護師免許証」に改める。

別記第六号様式中「准看護婦籍登録抹消申請書」を「看護師籍登録抹消申請書」に、「准看護婦籍の」を「看護師籍の」に改める。

別記第七号様式中「准看護婦試験合格」を「看護師試験合格」に改める。
別記第八号様式裏中「母送母附書」を「母送母附書」に改める。

（北海道巡回診療条例施行規則の一部改正）

第四条 北海道巡回診療条例施行規則（昭和三十六年北海道規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「保健婦、看護婦」を「保健師、看護師」に改める。

（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第五条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和三十七年北海道規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保健婦、助産婦又は看護婦（保健士及び看護士を含む。以下同じ。）」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

第六条第二号中「保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦（准看護士を含む。）」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師」に改める。

別記第一号様式裏中「保健婦（保健士を含む。）」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦（看護士を含む。）」を「看護師」に、「保健婦又は看護婦（保健士及び看護士を含む。）」を「保健師又は看護師」に改める。

（北海道立衛生学院学則の一部改正）

第六条 北海道立衛生学院学則（昭和三十七年北海道規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保健師助産師看護師法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦（保健士を含む。）、助産婦、看護婦（看護士を含む。）」を「保健師、助産師、看護師」に改める。

第五条の保健婦科の事項第一号及び助産婦科の事項第一号中「保健師助産師看護師法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同条の看護婦科の事項第一号及び第二号中「准看護婦免許」を「看護師免許」に改める。

第六条第二項中「又は看護婦養成所」を「又は看護師養成所」に、「准看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

別表その2中「助産婦又は」を「助産師又は」に改める。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第七条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年北海道規則第四百三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の表中「保健婦（保健士を含む。）」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「保健婦の」を「保健師の」に、「看護婦又は准看護婦（看護士、准看護士を含む。）」を「看護師又は准看護師」に改める。

平成十四年三月一日 金曜日

四

(北海道立網走高等看護学院学則の一部改正)

第八条 北海道立網走高等看護学院学則(昭和四十五年北海道規則第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦として」を「看護師として」に改める。

第六条中「准看護婦免許」を「准看護師免許」に改める。

第七条第二項中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改める。

(医療法施行細則の一部改正)

第九条 医療法施行細則(昭和四十六年北海道規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式6の事項中「看護婦」を「看護師」に、

看護婦	助産婦
看護婦	助産婦

を「看護師」に改める。

看護師	助産師
看護師	助産師

別記第一号様式の二の五の事項中「看護婦(十)」を「看護師」に、

「准看護婦(十)」を「准看護師」に改める。

別記第二号様式5の事項中「助産婦」を「助産師」に、「助産婦」を「助産師」に改める。

別記第三号様式の三の五の事項及び備考3の事項中「看護婦」を「看護師」に改める。

別記第四号様式備考中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記第五号様式4の事項中「助産婦籍」を「助産師籍」に改め、同様式7の事項中「入

助産婦」を「入助産師」に、「助産婦籍」を「助産師籍」に改め、同様

式備考1の事項中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記第六号様式6の事項中「看護婦」を「看護師」に、

看護婦	准助産婦
看護婦	准助産婦

を「看護師」に改める。

看護師	准助産師
看護師	准助産師

別記第七号様式3の事項中「助産婦」を「助産師」に、「助産婦」を「助産師」に改め、同様式10の事項中「助産婦籍」を「助産師籍」に改め、同様式11の事項中「助産婦の」を「助産師の」に、「助産婦籍」を「助産師籍」に改め、同様式備考2の事項中「助産婦免許証」を「助産師免許証」に、「助産婦名簿」を「助産師名簿」に改め、同備考3の事項中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記第十二号様式備考中「助産婦」を「助産師」に、「助産婦名簿」を「助産師名簿」に改める。

別記第十三号様式1の事項及び2の事項中

看護婦	助産婦
看護婦	助産婦

を「看護師」に改める。

看護師	助産師
看護師	助産師

別記第十八号様式中「助産婦」を「助産師」に、

看護婦	助産婦
看護婦	助産婦

を「看護師」に改める。

看護師	助産師
看護師	助産師

別記第二十九号様式の別記五の4の事項中

「看護婦(十)」を「看護師」に改める。
「准看護婦(十)」を「准看護師」に改める。

第十条 北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正)

北海道規則第百十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦と

して」を「看護師として」に改める。

第五条中「看護婦」を「看護師」に改める。

(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

第十一条 北海道立旭川高等看護学院学則(昭和四十七年北海道規則第百二十三号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦、助産婦

又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

第六条第一号及び第二号中「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改

める。

第七条第二項中「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改める。

別表その2中「助産婦又は」を「助産師又は」に改める。

(北海道立釧路高等看護学院学則等の一部改正)

第十二条 次に掲げる規則の規定中「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦として」を「看護師として」に改める。

一 北海道立釧路高等看護学院学則（昭和四十七年北海道規則第二百二十四号）第一条

二 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和四十八年北海道規則第百九号）第一条

三 北海道立江差高等看護学院学則（平成十年北海道規則第三十七号）第一条

（母体保護法施行細則の一部改正）

第十三条 母体保護法施行細則（昭和二十七年北海道規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び別記第六号様式中「助産師、保健師又は看護師」を「助産師、看護師又は看護師」に改める。

別記第十号様式中「平成」を削り、「助産師、保健師又は看護師」を「助産師、看護師又は看護師」に改める。

（結核予防法施行細則の一部改正）

第十四条 結核予防法施行細則（昭和三十八年北海道規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式（裏）中「看護婦」を「看護師」に改める。

別記第四号様式中「平成」を削り、「取扱看護婦」を「取扱看護師」に、「看護婦」を「看護師」に、「保健婦訪問」を「保健師訪問」に改める。

別記第五号様式中「平成」を削り、「取扱保健婦名」を「取扱保健師名」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

別記第二十号様式中「平成」を削り、「看護婦」を「看護師」に、「正産」を「産」に改める。

別記第二十五号様式中「平成」を削り、「正産」を「産」に改め、同様式の別紙中「看護婦」を「看護師」に、「看護婦」を「看護師」に改め、同様式注を次のように改める。

注 看護師又は准看護師の資格証明は、看護師又は准看護師が看護に従事した場合において証明すること。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第十五条 母子保健法施行細則（昭和五十七年北海道規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（裏）中「助産婦」を「助産師」に改める。

（栄養改善法施行細則の一部改正）

第十六条 栄養改善法施行細則（昭和二十八年北海道規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「保健婦」を「保健師」に改める。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第十七条 老人福祉法施行細則（昭和三十八年北海道規則第百五十二号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「平成」を削り、「看護婦」を「看護師」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

別記第二十六号様式中「看護婦」を「看護師」に、「保健婦」を「保健師」に改める。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第十八条 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年北海道規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十六号様式の別紙注中「看護婦、看護師」を「保健師、看護師」に改める。

別記第二十六号様式の別紙第二の3の事項中「看護婦」を「看護師」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第十九条 生活保護法施行細則（昭和二十八年北海道規則第百四号）の一部を次のように改正する。

別記第四十一号様式中「看護婦（准看護婦）」を「看護師（准看護師）」に改める。

（北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則の一部改正）

第二十条 北海道入植者、増反者等の選定又は認定に関する規則（昭和二十八年北海道規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分を次のように改める。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第一条第三号中「保健婦」を「保健師」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

訓

令

北海道訓令第2号

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月1日

本 出 先 機 関

北海道知事 堀 達 也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の保健福祉部地域医療課の事項第2項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護婦法」に改め、同項の課長専決事項の欄第1号中「准看護婦」を「准看護師」に改め、「（第60条において準用する場合を含む。）」を削り、同欄第2号を次のように改める。

(2) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第20条において準用する同令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと（同令第17条の規定に基づき、設置者から申請があつた場合に限る。）。

別表第2の保健福祉部地域医療課の事項第2項の課長専決事項の欄第3号から第5号までを削り、同表の保健福祉部保護課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「助産婦」を「助産師」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

北海道訓令第3号

本 出 先 機 関

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令

北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「保健婦」を「保健師」に、

「保健婦（士）」を「保健師（士）」に、
「看護婦（士）」を「看護師（士）」に、

「看護婦」を「看護師」に、

「看護婦」を「看護師」に、

「保健婦」を「保健師」に、

「助産婦」を「助産師」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されている被服は、この訓令による改正後の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されたものとみなす。

北海道訓令第4号

本 出 先 機 関

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注1の事項及び別記第3号様式注1の事項中「助産婦」を「助産師」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

北海道訓令第5号

本 出 先 機 関

北海道診療車運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道診療車運営規程の一部を改正する訓令

北海道診療車運営規程（昭和28年北海道訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「奥区難関は奥」を「函館難関の柳沢川」に、「1842」を「1849」に改める。

第3条を次のように改める。

(通則)
第三條 須知を遵守する義務を有する者(以下「入札者」という。)は、国庫
須知を遵守する義務を有する者(以下「入札者」という。)と同様
第四條第二項中「入札者」の下に「及び入札者」を、「須知」の下に「及
び」を加え、同条第四項中「入札者」の下に「及び入札者」を加える。
第五條第一項中「入札者」を「入札者」に改める。
第六條第一項及び第二項中「入札者」の下に「及び入札者」を加える。
第八條(見出しを含む。)中「入札者」の下に「及び入札者」を加える。
別記第一号様式及び別記第二号様式中「保健環境部長」を「保健福祉部長」に改める。
附 則
この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

知 事

北海道告示第300号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
化学災害対策設備 二式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成14年3月29日
(4) 納 入 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部地域医療課
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎 6階 保健福祉部1号会議室
(2) 入 札 日 時 平成14年3月8日 午前11時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税
(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札
保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい
う。)第147条から第150号までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 371

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価
格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部地域医療課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 371

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 301 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成十四年 3 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 フラテリア B S E 輸入代行一式 216 セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日
 平成十三年十二月二十一日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 日本バイオ・ラッド・ラボラトリーズ株式会社
- (2) 住 所 東京都荒川区東日暮里 5 - 7 - 18 コスモパークビル

- 4 随意契約に係る契約金額

53,751,600 円

- 5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 6 随意契約によつた理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第 302 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成十四年 7 月 1 日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成十四年 3 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 帯広市西 18 条シヨッピングセンター
 帯広市西 18 条北 1 丁目 29 - 1 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社福原 代表取締役 福原 朋治
 帯広市西 22 条北 1 丁目 13 番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西 22 条北 1 丁目 13 番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ツルハ	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 24 号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社フアーストリテイリング	山口県山口市大字佐山 717 番地 1	代表取締役 柳井 正

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十四年 10 月 16 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,968 m²

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

247 台

イ 駐輪場の収容台数

70 台

ウ 荷さばき施設の面積

386 m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量

68 m³

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 10 時（年間 90 日 午前 9 時）

[illegible]

	内装仕上げ施工	{鋼製下地工事}	15,700
	熟緑施工	保温保冷工事	15,700
口	写真品展示び工	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工作	15,700
の	商と金属プレス加工	ビジュアル画像撮影真作	15,700
(1)	鉄左タイル張り官り装	製造属造物官ル張作り	15,700
に掲げらるもの	塗園芸装飾(3級)室内容園芸装飾製作	木建金イ工業属塗塗装製作	15,700
	金屬热处理理	一般熱処理製作	15,700
	機械加工	普通回転盤製作	15,700
	電子機器組立て	フライ入盤製作	15,700
	舞台機構調整	数値制御旋盤製作	15,700
糸別表	商品裝飾展示	マシニングセンタ製作	15,700
		電子機器組立て	15,700
		電響機構調整	15,700
		音響機調整	15,700
		商品裝飾展示	15,700
			(10,500)
			13,000

86の項の人の(1)に掲げるもの	裁 和 服 製 作 業	11,500 (10,500)
条例別表86の項の水の(1)に掲げるもの	(3) 級)	

注 1 職種について実技試験科目が2以上ある場合は、当該科目から1科目を選択するものとする。

3級の实技試験手数料の () 内は、条例別表86の項の施設 (次)に掲げるものをいう。)の訓練生及び在校生 (当該受検資格を有する者に限る。)が受検する場合の金額である。

- ① 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校
- ② 認定職業訓練施設
- ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
- ④ 専修学校又は各種学校
- ⑤ 高等専門学校
- ⑥ 短期大学
- ⑦ 大学
- ⑧ その他都道府県知事が認める施設

- イ 実 施 期 日 実技試験は、平成14年6月12日 (水) から9月8日 (日) までの間に於いて、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実 施 場 所 実技試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。
- エ 問 題 の 公 表 実技試験問題は、平成14年6月5日 (水) に北海道職業能力開発協会の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については、あらかじめ公表しない場合もある。

- (2) 学 科 試 験
ア 手 数 料 3,100円
- イ 実 施 期 日 学科試験は、次の表の検定職種の欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
(ア) 園芸装飾、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、和裁、防水施工、サッシ施工、塗装、産業洗浄、プラスチック成形、とび、れんが積み及び築炉	平成14年8月25日(日)
(イ) 機械加工、鉄工、めっき、建設機械整備、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、商品装飾展示、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、広告美術仕上げ、ウエルポイント施工及び化学分析	平成14年9月1日(日)
(ウ) 写 真	平成14年9月4日(水)
(エ) ビル設備管理、造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、舞台機構調整、建築板金、切削工	平成14年9月8日(日)
具研削、強化プラスチック成形、プラスチック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	

ウ 実 施 場 所 学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

- (1) 提 出 書 類
ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
- (2) 提 出 先 北海道職業能力開発協会
郵便番号 003 - 0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目
電話 (011) 825 - 2386
- ただし、平成14年3月29日までは (011) 631 - 2385
- (3) 受 付 期 間 平成14年4月4日 (木) から17日 (水) まで
- (4) 受検申請に関する注意
ア 申請書の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会へ交付する。
なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を記入し、郵便切手190円分をはったもの) を同封すること。

イ 申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

- 5 手数料の納付方法 実技試験の手数料（前記3の1）アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。
- 6 合格者の発表等
- (1) 合格通知書 技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が平成14年10月8日（火）に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付 1級技能検定又は単一等級技能検定の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、2級技能検定又は3級技能検定の合格者には北海道知事の合格証書を交付する。

- 7 その他 技能検定についての不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。試験は、原則として、受検者の居住している支庁管内で実施するが、少数の場合は近くの会場に統合し、又は実施を中止することもある。

北海道告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成14年3月1日

退任年月日 理事・監事の別氏名住 所
平成14. 2. 20 理 事 角 田 満 教 檜山郡厚沢部町字当路55番地

北海道告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（寿都地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きよ、農用地改良保全））事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成14年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第306号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年3月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

地区名	事業の種類	北海道知事	堀 達 也
東震中央北	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、客土、暗きよ、区画整理）		北海道石狩支庁
北 振 中 央	かんがい排水	同	
瑞 穂	同	同	北海道上川支庁

北海道告示第307号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	登録年月日
北海道第2840号	混合有機質肥料	北光S4号	窒素全量2.0 りん酸全量5.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおりに	名 生 産 者 所 有限会社 オホーツク微生物研究所 紋別郡興部町字興部2326番地の1	平成14. 2. 21

北海道告示第 308 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 幌泉郡えりも町字庶野771の1（次の図に示す部分に限る。）
場所
- 2 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 309 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 帯広市以平町453の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 帯広市桜木町431の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に
備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除に係る保安林の所 上川郡清水町字御影501の1・510の1（以上2筆について
在場所 次の図に示す部分に限る。）、327の7、381の3

- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 310 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年
法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所
- 2 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置
いて縦覧に供する。）

北海道告示第 311 号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律
第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
- (2) 作業期間 平成13年12月17日から平成14年1月31日まで
- (3) 作業地域 瀬棚町
- 2(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
- (2) 作業期間 平成13年12月21日から平成14年1月31日まで
- (3) 作業地域 樫法華村

北海道告示第 312 号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 作業種類 公共測量（管内河川縦横断面図作成）
- 作業期間 平成13年8月22日から平成14年2月4日まで
- 作業地域 札幌市

北海道告示第 313 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 路 線 名 赤平市道基線

北海道知事 堀 達 也

- 工 事 区 間 (1) 赤平市幌岡町294番14地先から

赤平市幌岡町285番5地先まで

(2) 赤平市幌岡町508番地先から

赤平市幌岡町347番1地先まで

- 工 事 の 種 類 改築

- 工 事 開 始 の 日 平成14年3月12日

北海道告示第 314 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道道

- 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区 間

変更前後の別

敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

恵 庭 栗 山 線 恵庭市恵南13番1地先から

恵庭市戸磯町240番1地先まで

前

18.00mから
40.00mまで

2,217.60

—

北海道札幌土木現業所

後

18.00mから
40.00mまで

2,217.60

—

後

18.00mから
40.00mまで

3,297.38

—

江 別 恵 庭 線 江別市東野幌521番3地先から

江別市東野幌520番4地先まで

前

27.80mから
39.03mまで

257.05

—

同

前

26.00mから
64.80mまで

279.16

—

後

27.80mから
39.03mまで

257.05

—

江別市東野幌620番1地先から

江別市北の里532番1地先まで

前

27.20mから
34.70mまで

178.30

—

前

22.20mから
49.60mまで

196.50

—

後

27.20mから
34.70mまで

178.30

—

美沢上富良野線	空知郡上富良野町1600番22地先（河川敷地）から空知郡上富良野町2432番1地先まで	前	13.50mから19.85mまで	628.75	—	北海道旭川土木現業所
北見置戸線	北見市上とこる289番3地先から北見市上とこる354番2地先（河川敷地）まで	後	15.00mから62.00mまで	628.75	—	北海道網走土木現業所
		前	10.45mから17.92mまで	850.00	—	
		後	11.00mから26.48mまで	850.00	—	

北海道告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2 路線名	奥尻島線			
3 道路の区域	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
	奥尻郡奥尻町字赤石61番地先から奥尻郡奥尻町字赤石14番地先まで	前	3.00mから12.00mまで	1,018.10m
		後	10.00mから22.00mまで	1,018.10m

北海道告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2 路線名	東瓜幕芽室線			
3 道路の区域				

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
河東郡音更町字南中音更北1線1番3地先から河東郡音更町字上然別北12線21番7地先まで	前	15.60mから29.50mまで	914.82m	—
	後	21.40mから37.90mまで	914.82m	—

北海道告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

路線名	供用開始の区間	北海道知事	堀	達也
道道 舞鶴追分線	千歳市協和741番1地先から千歳市協和842番3地先まで			平成14.3.1
道道 栗山北広島線	北広島市中的沢151番1地先から北広島市中的沢148番6地先まで			同 14.3.31
道道 砂川奈井江美唄線	砂川市北吉野町237番1地先から砂川市吉野3条南3丁目125番1地先まで			同 14.3.1

北海道告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

第1344号

北海道知事 堀 達 也			
1 道路の種類	道道		
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	線 線 名 区	間	変更前後の別
深川砂川自動車道線	滝川市扇町1丁目271番2地先（河川敷地）から 滝川市扇町1丁目260番5地先（一般国道451号）まで	前	後
砂川奈井江美唄線	空知郡奈井江町字美唄及茶志内1773番47地先から 空知郡奈井江町字チャシユナイ1033番85地先まで 空知郡奈井江町字美唄及茶志内1773番47地先から 美唄市チャシユナイ1033番33地先まで	前	後

敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
3.00mから 3.00mまで	100.00m	—	北海道札幌土木現業所
3.00mから 79.00mまで	100.00m	—	
9.00mから 41.00mまで	630.50m	—	同
20.00mから 41.00mまで	622.50m	—	

北海道告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 支笏湖公園線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
千歳市蘭越85番14（河川敷地）地先から千歳市蘭越85番21地先まで	前	—	24.00mから 43.50mまで	220.00m	—
	前	—	21.00mから 30.00mまで	226.00m	—
	後	—	21.00mから 30.00mまで	220.00m	—
	後	—	21.50mから 46.00mまで	226.00m	—

北海道告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 岩内洞爺線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
磯谷郡蘭越町湯里420番地先から虻田郡二セコ町字二セコ399番地先まで	前	—	13.00mから 44.50mまで	767.00m	—
	前	—	14.50mから 44.50mまで	700.00m	—
	後	—	14.50mから 50.00mまで	700.00m	—

北海道告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道	変更前 後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との 重複区間
2	路線名	パンケ風連線					
3	道路の区域	区間					
上川郡風連町字池の上60番地先から上川郡風連町字池の上139番地先まで							
		前		10.90mから 10.90mまで	1,745.00m	—	—
		前		19.00mから 31.50mまで	1,720.00m	—	—
		後		19.00mから 31.50mまで	1,720.00m	—	—

北海道告示第 322 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
2	路 線 名	上斗満大普地線				
3	道路の区域	区 間				
足寄郡陸別町字トヌム 南3線89番3地先から 足寄郡陸別町字トヌム 南3線87番4地先まで						
		前		10.90 mから 19.00 mまで	302.00 m	道道斗満陸別停 車場線における 3.50 mの間
		後		16.50 mから 20.87 mまで	300.00 m	道道斗満陸別停 車場線における 6.00 mの間

北海道告示第 323 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
2	路 線 名	釧路鶴居弟子屈線				
3	道路の区域	区 間				
川上郡弟子屈町桜丘3丁目 79番1地先から川上郡弟子 屈町高栄1丁目131番17地 先まで						
		前		12.00mから 45.50mまで	1,457.00m	—
		前		14.94mから 109.00mまで	1,132.88m	—
		後		15.02mから 78.13mまで	1,537.66m	—

北海道告示第 324 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

1	出 願 の 年 月 日	平成13年5月18日	斜里町土地開発公社 斜里郡斜里町本町12番 理事長 午来 昌
2	出 願 者		
3	埋 立 区 域	斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面	

第1344号

報 公 道 海 北

(2) 区 域		C 区域
A 区域		次の㉗の地点から㉗の地点までを順次に結んだ線及び㉗の地点と㉗の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
①の地点		漁港原点四等三角点宇登呂 (北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X = 8, 171, 500、Y = 59, 603, 610) から方向角183度57分02秒の方向499.94 m の地点
②の地点		②の地点から方向角131度09分18秒の方向36.68 m の地点
③の地点		②の地点から方向角182度04分23秒の方向6.30 m の地点
④の地点		③の地点から方向角232度59分59秒の方向63.92 m の地点
⑤の地点		④の地点から方向角277度59分58秒の方向7.07 m の地点
⑥の地点		⑤の地点から方向角323度00分01秒の方向35.69 m の地点
⑦の地点		⑥の地点から方向角7度59分58秒の方向7.07 m の地点
⑧の地点		⑦の地点から方向角53度00分00秒の方向54.34 m の地点
B 区域		次の㉙の地点から㉙の地点までを順次に結んだ線及び㉙の地点と㉙の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
⑨の地点		漁港原点四等三角点宇登呂 (北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X = 8, 171, 500、Y = 59, 603, 610) から方向角158度14分25秒の方向400.43 m の地点
⑩の地点		⑨の地点から方向角100度50分48秒の方向5.02 m の地点
⑪の地点		⑩の地点から方向角121度59分53秒の方向27.11 m の地点
⑫の地点		⑪の地点から方向角155度01分26秒の方向11.09 m の地点
⑬の地点		⑫の地点から方向角210度22分44秒の方向12.05 m の地点
⑭の地点		⑬の地点から方向角212度07分29秒の方向61.30 m の地点
⑮の地点		⑭の地点から方向角213度16分31秒の方向39.77 m の地点
⑯の地点		⑮の地点から方向角215度34分42秒の方向39.77 m の地点
⑰の地点		⑯の地点から方向角217度52分52秒の方向39.77 m の地点
⑱の地点		⑰の地点から方向角220度10分58秒の方向39.77 m の地点
⑲の地点		⑱の地点から方向角222度29分04秒の方向39.77 m の地点
⑳の地点		⑲の地点から方向角225度00分15秒の方向28.80 m の地点
㉑の地点		⑳の地点から方向角274度20分43秒の方向13.21 m の地点
㉒の地点		㉑の地点から方向角323度00分02秒の方向65.37 m の地点
㉓の地点		㉒の地点から方向角7度59分58秒の方向7.07 m の地点
㉔の地点		㉓の地点から方向角52度59分58秒の方向75.71 m の地点
㉕の地点		㉔の地点から方向角41度09分12秒の方向187.29 m の地点
㉖の地点		㉕の地点から方向角25度50分12秒の方向14.42 m の地点
(3) 面 積		(1) 位 置
A 区域		斜里郡斜里町ウトロ西176番地先及び176番
B 区域		次のㄥの地点からㄥの地点までを順次に結んだ線及びㄥの地点とㄥの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
C 区域		漁港原点四等三角点宇登呂 (北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X = 8, 171, 500、Y = 59, 603, 610) から方向角164度14分46秒の方向318.36 m の地点
計		ㄥの地点から方向角119度29分51秒の方向166.05 m の地点
		ㄥの地点から方向角205度10分50秒の方向47.87 m の地点
		ㄥの地点から方向角201度49分27秒の方向62.92 m の地点
		ㄥの地点から方向角208度34分40秒の方向23.31 m の地点
		ㄥの地点から方向角211度50分47秒の方向46.46 m の地点
		ㄥの地点から方向角220度00分56秒の方向46.52 m の地点
		ㄥの地点から方向角227度31分42秒の方向47.31 m の地点
		ㄥの地点から方向角230度46分42秒の方向47.75 m の地点
		ㄥの地点から方向角236度32分44秒の方向49.03 m の地点

4 埋立てに関する工事の施行区域

ゆの地点	ヌの地点から方向角238度18分54秒の方向49.20mの地点
ヲの地点	ルの地点から方向角230度52分02秒の方向15.59mの地点
ワの地点	ヲの地点から方向角256度37分49秒の方向35.05mの地点
カの地点	ワの地点から方向角310度01分12秒の方向17.44mの地点
ヨの地点	カの地点から方向角337度30分20秒の方向143.91mの地点
(3) 面 積	79,328.36㎡
5 埋立地の用途	漁村再開発施設用地、住宅用地、商業施設用地、道路用地

北海道告示第 325 号		
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。		
平成14年 3 月 1 日		
1 しゅん功認可の年月日	平成14年 2 月 21 日	北海道知事 堀 達 也
2 しゅん功認可を受けた者	北海道	
(1) 氏 名 又 は 名 称	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	
(2) 住 所	北海道知事 堀 達也	
(3) 代 表 者 の 氏 名	亀田郡戸井町字汐首197番 1、198番 1、199番 1、200番、201番、201番 1、201番 2、201番 3、204番及び205番地先の公有水面	
3 埋 立 区 域	次の A 1 の地点からと A 30 の地点までを順次に結んだ線及び A 1 の地点と A 30 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
(1) 位 置	A 1 の地点 漁港原点（北緯41度42分37秒605、東経140度57分36秒358）から方向角295度57分01秒の方向64.52mの地点	
	A 2 の地点 A 1 の地点から方向角205度10分30秒の方向39.28mの地点	
	A 3 の地点 A 2 の地点から方向角126度19分47秒の方向6.41mの地点	
	A 4 の地点 A 3 の地点から方向角215度03分06秒の方向50.11mの地点	
	A 5 の地点 A 4 の地点から方向角305度01分28秒の方向19.52mの地点	
	A 6 の地点 A 5 の地点から方向角35度03分14秒の方向50.19mの地点	
	A 7 の地点 A 6 の地点から方向角305度03分12秒の方向128.27mの地点	
	A 8 の地点 A 7 の地点から方向角34度48分09秒の方向5.00mの地点	

A 9 の地点	A 8 の地点から方向角124度48分14秒の方向0.10mの地点
A10の地点	A 9 の地点から方向角35度03分21秒の方向32.50mの地点
A11の地点	A10の地点から方向角122度28分15秒の方向29.59mの地点
A12の地点	A11の地点から方向角122度28分20秒の方向30.65mの地点
A13の地点	A12の地点から方向角219度24分37秒の方向9.30mの地点
A14の地点	A13の地点から方向角161度53分49秒の方向1.31mの地点
A15の地点	A14の地点から方向角137度58分30秒の方向1.24mの地点
A16の地点	A15の地点から方向角137度57分32秒の方向6.00mの地点
A17の地点	A16の地点から方向角128度37分49秒の方向16.91mの地点
A18の地点	A17の地点から方向角16度55分35秒の方向4.18mの地点
A19の地点	A18の地点から方向角29度06分43秒の方向9.91mの地点
A20の地点	A19の地点から方向角122度34分48秒の方向14.75mの地点
A20 - 1 の地点	A20の地点から方向角206度32分05秒の方向4.23mの地点
A21の地点	A20 - 1 の地点から方向角206度08分16秒の方向5.82mの地点
A22の地点	A21の地点から方向角181度46分43秒の方向5.09mの地点
A23の地点	A22の地点から方向角120度00分22秒の方向6.36mの地点
A24の地点	A23の地点から方向角34度46分37秒の方向10.00mの地点
A25の地点	A24の地点から方向角121度51分35秒の方向6.00mの地点
A26の地点	A25の地点から方向角36度34分23秒の方向4.01mの地点
A27の地点	A26の地点から方向角122度31分42秒の方向9.47mの地点
A28の地点	A27の地点から方向角209度56分19秒の方向7.71mの地点
A29の地点	A28の地点から方向角126度44分39秒の方向9.56mの地点
A30の地点	A29の地点から方向角35度28分30秒の方向3.51mの地点
(3) 面 積	6,044.41㎡（うち道路管理者へ帰属8.28㎡） （海浜地盛土 267.21㎡）

4 免許年月日及び番号	平成11年 1 月 4 日 砂防第73 - 25号
5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名	戸井町

北海道告示第 326 号	
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可した。	
平成14年 3 月 1 日	
北海道知事 堀 達 也	

A 9 の地点	A 8 の地点から方向角124度48分14秒の方向0.10mの地点
A 10 の地点	A 9 の地点から方向角35度03分21秒の方向32.50mの地点
A 11 の地点	A 10 の地点から方向角122度28分15秒の方向29.59mの地点
A 12 の地点	A 11 の地点から方向角122度28分20秒の方向30.65mの地点
A 13 の地点	A 12 の地点から方向角219度24分37秒の方向9.30mの地点
A 14 の地点	A 13 の地点から方向角161度53分49秒の方向1.31mの地点
A 15 の地点	A 14 の地点から方向角137度58分30秒の方向1.24mの地点
A 16 の地点	A 15 の地点から方向角128度37分49秒の方向16.91mの地点
A 17 の地点	A 16 の地点から方向角128度37分49秒の方向16.91mの地点
A 18 の地点	A 17 の地点から方向角16度55分35秒の方向4.18mの地点
A 19 の地点	A 18 の地点から方向角29度06分43秒の方向9.91mの地点
A 20 の地点	A 19 の地点から方向角122度34分48秒の方向14.75mの地点
A 20 - 1 の地点	A 20 の地点から方向角206度32分05秒の方向4.23mの地点
A 21 の地点	A 20 - 1 の地点から方向角206度08分16秒の方向5.82mの地点
A 22 の地点	A 21 の地点から方向角181度46分43秒の方向5.09mの地点
A 23 の地点	A 22 の地点から方向角120度00分22秒の方向6.36mの地点
A 24 の地点	A 23 の地点から方向角34度46分37秒の方向10.00mの地点
A 25 の地点	A 24 の地点から方向角121度51分35秒の方向6.00mの地点
A 26 の地点	A 25 の地点から方向角36度34分23秒の方向4.01mの地点
A 27 の地点	A 26 の地点から方向角122度31分42秒の方向9.47mの地点
A 28 の地点	A 27 の地点から方向角209度56分19秒の方向7.71mの地点
A 29 の地点	A 28 の地点から方向角126度44分39秒の方向9.56mの地点
A 30 の地点	A 29 の地点から方向角35度28分30秒の方向3.51mの地点
(3) 面 積	6.044.41m ² （うち道路管理者へ帰属8.28m ² ） (海浜地盛土 267.21m ²)
4 免許年月日及び番号	平成11年 1 月 4 日 砂防第73 - 25号
5 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名	戸井町

北海道告示第 326 号
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可した。
平成14年 3 月 1 日

- 1 組合の名称 幕別町札内北町土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 中川郡幕別町札内桜町94番地1

北海道告示第 327 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 2・2・932号厚別東わかば公園
- 3 事業の施行期間 平成14年3月1日から平成15年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 札幌市厚別区厚別町小野幌地内
- (2) 使用の部分 なし

北海道告示第 328 号

昭和48年北海道告示第3540号（建築基準法第6条第1項第4号の規定による区域指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建築指導課、北海道空知支庁及び北竜町に備え置いて縦覧に供する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

空知支庁管内の北竜町の事項を次のように改める。

道道増毛稲田線と町道和中通線との交点を基点とし町道和中通線沿いに北進し、町道桜岡川端線との交点に至り、同道路沿いに西進し、宇板谷365番地に至り、宇板谷365番地から同368番地の東側地番界沿いに北進し、国道275号線に至り、同国道沿いに北進し、町道中の岱3線との交点に至り、同道路沿いに西進し、同国道275号線を中心線から西側に200メートルの間隔で同国道と平行に引いた線との交点に至り、同点から同国道と平行に南進し、町道西川岩村線との交点に至り、同点から同道路沿いに西進し、小豆沢川に至り、小豆沢川沿いに南進し、用悪水路（宇和136番地の2）に至り、同用悪水路沿いに東進し、国道275号線に至り、同国道沿いに南進し、町道培本社古作線との交点に至り、同点から同道路沿いに東進し、和272番地に至り、同地番西側地番界沿いに北進し用悪水路（和176番地6）とを結び、同用悪水路沿いに北進し用悪水路（和176番地7）に至り、同用悪水路の北側地番界を東進し、同用悪水路の東側地番界に至り、同地番界を南進し、宇和263番地に至り、同点から同地番

北側地番界を東進し、用悪水路（和177番地5）に至り、同用悪水路を北進し道道増毛稲田線に至り、同道路沿いに西進し、基点に至る線によって囲まれた区域

北海道告示第 329 号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成14年3月4日から施行する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

2 収納代理金融機関の項中小樽商工信用組合の事項を削る。

北海道告示第 330 号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

2 売りさばき人の項「株式会社札幌銀行 昭和39.6.1 同 深川支店」を削る。

- 「木古内町農業協同組合 昭和34.6.8 木古内町農業協同組合
- 上磯町農業協同組合 昭和34.6.8 上磯町農業協同組合
- 渡島大野農業協同組合 昭和34.6.8 渡島大野農業協同組合
- 七飯町農業協同組合 昭和34.6.8 七飯町農業協同組合
- 砂原町農業協同組合 昭和34.6.8 砂原町農業協同組合
- 渡島森農業協同組合 昭和34.6.8 渡島森農業協同組合
- 北渡農業協同組合 平成10.2.2 北渡農業協同組合

同 長万部支所

を削り、

厚沢部農業協同組合 昭和34.6.8

厚沢部農業協同組合

同 簗支所

同 館支所

ひやま南農業協同組合 平成13.6.22

ひやま南農業協同組合

上ノ国支所

乙部支所

「新函館農業協同組合 平成14.2.1

新函館農業協同組合

同 七飯支店

同 江差支店

同 上ノ国支店

同 乙部支店

同 厚沢部支店

同 鶴支店

[illegible]

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び札幌土木現業所並びに当別町役場に備えておいて縦覧に供する。）

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

公 報

平成13年における北海道の職員数等の状況は、次のとおりである。

平成14年3月1日

北海道知事 堀 達 也

職員数の状況

1 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部 門	区 分		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
	職 員 数	職 員 数		
一	議 会	80	82	2
	総務企画	2,541	2,565	24
	税 務	958	957	△ 1
	民 生	1,472	1,466	△ 6
	衛 生	2,458	2,405	△ 53
	労働	529	528	△ 1
	農林水産	6,146	6,043	△ 103
	商 工	714	687	△ 27
	土 木	3,300	3,247	△ 53
	小 計	18,198	17,980	△ 218
特別行政部門	教 育	53,219	52,716	△ 503
	警 察	10,855	10,947	92
	小 計	64,074	63,663	△ 411
公会計部門	病 院	2,162	2,100	△ 62
	下水道その他	26	23	△ 3
	その他	135	129	△ 6

等	小 計	2,323	2,252	△ 71
合 計		84,595	83,895	△ 700

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

2 各部門の職員数は、総務省が調査した平成13年地方公共団体定員管理調査の区分によるものであり、各局別に配置されている職員数とは異なる。

2 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(1) 定員適正化目標

平成10年度から平成14年度までの5か年間に於いて、知事部局及び道教委事務局の職員数の5パーセントを削減することを目標とし、その達成に努めている。

(2) 定員適正化手法の概要

ア 事務事業の見直し 不断に事務事業の見直しを行い、今後の行政需要の動向を踏まえ、適正な職員配置を行う。

イ 出先機関の見直し 平成10年3月に策定した「出先機関の見直しに関する方針」に基づき、総合的な見直しを実施する。

ウ 民間委託の推進 平成10年3月に策定した「事務事業の民間委託等に関する方針」に基づき、民間への委託を積極的に進める。

エ 派遣職員の見直し 派遣のあり方や必要性を不断に見直し、派遣職員の引揚げを図る。

(3) 定員適正化計画の進捗状況

定員適正化計画の推進に当たっては、2(2)の手法に基づき見直しを実施するとともに、新たな行政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、組織機構改正等を実施している。

計画策定時からこれまで、知事部局において約600名、道教委事務局において約30名の職員の削減を実施している。

決 定 事 項

北海道網走支庁告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年3月1日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走市つくしヶ丘3丁目88番255のうち（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走市南6条東4丁目 網走市長 大場 脩
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月29日 網建指第12 - 14号

北海道十勝支庁告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年3月1日

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量 北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治
ホーローダ 4台
- 2 落札を決定した日 平成14年1月8日
- 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社栗林商会
(2) 住 所 北海道室蘭市入江町 1 番地19
- 4 落札金額 43,050,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告 平成13年北海道十勝支庁告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

公 告 報 告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、
平成14年1月21日以降無効とした。

平成14年3月1日

北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘

免 税 証 類 別	記 号 及 び 番 号	枚 数	業 種	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の住所(所在地)及び名称(名称)	免税証交付支庁名
1,000ℓ券	J0838518 J0838519	2枚	農 業	H13.12.20 H14. 3.31	静内郡静内町 山手町1丁目5 - 1 室蘭石油株式会社静内営業所	北 海 道 日 高 支 庁

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、
平成13年9月17日以降無効とした。

平成14年3月1日

北海道十勝支庁長 尾 川 篤 治

免 税 証 類 別	記 号 及 び 番 号	枚 数	業 種	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称(名称)	免税証交付支庁名
10ℓ券	C1128995 C1129000	6枚	農 業	H13. 5.31 H13.11.30	十勝郡浦幌町桜町1 中山産業株式会社	北 海 道 十 勝 支 庁
100ℓ券	G1034985 G1035021	37枚	農 業	H13. 5.31 H13.11.30	十勝郡浦幌町桜町1 中山産業株式会社	北 海 道 十 勝 支 庁
200ℓ券	H0507523 H0507527	5枚	農 業	H13. 5.31 H13.11.30	十勝郡浦幌町桜町1 中山産業株式会社	北 海 道 十 勝 支 庁

報 告 公 開 報 告

北海道立衛生学院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月1日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立衛生学院庁舎及びびいずみ寮清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

第1344号

報 道 北

(4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院庁舎 北海道札幌市中央区南4条西18丁目 いずみ寮	保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。	7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課会計係
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
(3) 当該業務に係る営業年数が10年以上であること。	8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
(4) 資本金の額が1,600万円以上であり、従業員を常時30人以上雇用していること。	9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
(5) 建築物環境衛生管理技術者及びビルクーリーニング技能士を各3名以上有していること。	10 契約書作成の要否
(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。	11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ア 申請の時期 平成14年3月1日（金）から8日（金）まで	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。	
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課会計係 電話番号 011 - 611 - 0291	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院総務課会計係	
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院1階大会議室	
(2) 入 札 日 時 平成14年3月19日（火）午前9時30分	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	ア 名 称 北海道立衛生学院総務課会計係
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 電話番号 011 - 611 - 0291
6 入 札 保 証 金	(4) この入札の執行は、公開する。
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札	(5) 詳細は、入札説明書による。 _____

北海道立衛生学院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月1日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立衛生学院庁舎及びびいずみ寮暖房業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目 北海道立衛生学院庁舎
北海道札幌市中央区南4条西18丁目 いずみ寮

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該業務に係る営業年数が10年以上であること。
- (4) 資本金の額が1,000万円以上であり、従業員を常時20人以上雇用していること。
- (5) ボイラー技士を15名以上有していること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年3月1日（金）から8日（金）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院総務課会計係

電話番号 011 - 611 - 0291

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南2条西15丁目

北海道立衛生学院総務課会計係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院1階大会議室
- (2) 入札日時 平成14年3月19日（火）午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
北海道立衛生学院総務課会計係

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立衛生学院総務課会計係
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生学院告示第 3 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 3 月 1 日

北海道立衛生学院院长 井 上 一 男

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立衛生学院庁舎等警備及びびいずみ寮管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目 北海道立衛生学院庁舎
北海道札幌市中央区南 4 条西18丁目 いずみ寮
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該業務に係る営業年数が10年以上であること。
- (4) 資本金の額が1,300万円以上であり、従業員を常時20人以上雇用していること。
- (5) 警備員指導教育責任者を 2 名以上有していること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度分の決算において、1 の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年 3 月 1 日（金）から 8 日（金）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先
郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目
北海道立衛生学院総務課会計係
電話番号 011 - 611 - 0291

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目

北海道立衛生学院総務課会計係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目

北海道立衛生学院 1 階大会議室

(2) 入 札 日 時 平成14年 3 月19日（火）午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目

北海道立衛生学院総務課会計係

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立衛生学院総務課会計係
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道立衛生学院告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月1日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において北海道立衛生学院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務の委託契約
(2) 資 格 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

と。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成14年3月1日現在において引き続き10年以上その事業を営んでいること。

(6) 資本金は1,700万円以上であること。

(7) 従業員を常時40人以上雇用し、管理栄養士又は栄養士を3名以上、調理員を12名以上有していること。

(8) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月1日（金）から8日（金）までの間にしなければならない。

(2) 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立衛生学院総務課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南2条西15丁目
電話番号 011 - 611 - 0291

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資

第 1344 号

報 道

北海道立衛生学院告示第 5 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 平成14年 3月 1日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

- 資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- 再 申 請 の 方 法
再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 資 格 の 喪 失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立衛生学院告示第 5 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 平成14年 3月 1日

北海道立衛生学院長 井 上 一 男

- 入札に付する事項
 (1) 調達をする役務の名称及び数量
 北海道立衛生学院いずみ寮給食業務 一式
 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契 約 期 間 平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日まで
 (4) 履 行 場 所 北海道札幌市中央区南 4 条西18丁目 いずみ寮
- 入札に参加する者に必要な資格
 平成14年 3月 1日北海道立衛生学院告示第 4 号に規定する北海道立衛生学院いずみ寮給食業務の資格を有すること。
- 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目
 北海道立衛生学院総務課会計係
- 入札執行の場所及び日時

- 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目
 北海道立衛生学院 1 階大会議室
- 入 札 日 時 平成14年 3月19日（火）午前11時
- 開 札 場 所 (1)に同じ。

- 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目
 北海道立衛生学院総務課会計係

- 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道立衛生学院総務課会計係
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 0062 北海道札幌市中央区南 2 条西15丁目

- 電話番号 011 - 611 - 0291
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止が有り得る。
 - (5) この入札の執行は、公開する。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。

道庁中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月1日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立中央農業試験場庁舎及び温室暖房等業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで。ただし、平成14年5月11日から10月14日までの期間は除く。
 - (4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場庁舎及び温室
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成13年北海道告示第1956号第2の資格要件に規定する共通の資格要件及び資格の種類ごとの要件であるボーラー等運転操作に係る要件のいずれにも該当すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場講堂
 - (2) 入 札 日 時 平成14年3月19日 午前10時
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

- 6 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号

電話番号 01238 - 9 - 2001 内線 225

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立中央農業試験場告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

第1344号

報 告 公 道 規 則 北

平成14年3月1日	北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭
1 資格及び調達をする役務の種類 平成14年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。	(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年3月1日から15日までの間にしなければならぬ。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
(1) 契 約 北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託契約 (2) 資 格 北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託の資格 (以下「資格」という。)	ア 提出先の名称 北海道立中央農業試験場総務部総務課 イ 提出先の所在地 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
(3) 役 務 の 種 類 北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。	5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合 (企業組合を除く。) である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。) を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。	(2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成14年2月1日現在において、引き続き2年以上冷凍空調装置保守に関わる事業を営んでいること。	6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
(6) 冷凍空調調和機器技能士の資格を有する者を常時3名以上雇用していること。 (7) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分 (当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分) の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。	(2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行なわない。
(8) 道内に本社、支店等営業拠点を置く事業者であること。	7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しなくなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法 (昭和22年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる要件は、適用しない。	北海道立中央農業試験場告示第5号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成14年3月1日
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。	北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭
4 資格審査の申請の時期及び方法	

1 資格及び調達をする役務の種類 平成14年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託契約 (2) 資 格 北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成14年2月1日現在において引き続き2年以上水質汚濁防止処理施設保守管理に関わる事業を営んでいること。 (6) 浄化槽管理士の資格を有する者を常時3名以上雇用していること。 (7) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (8) 道内に本社、支店等営業拠点を置く事業者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法	(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年3月1日から15日までの間にしなければならぬ。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類を提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道立中央農業試験場総務部総務課 イ 提出先の所在地 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
	北海道選挙管理委員会告示第22号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。 川 川

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

				(平成14年1月分)			
政党の支部であるか否かの別				代表者の氏名	会計責任者の氏名	事務局	
政 党	公明党札幌豊平総支部	札幌市豊平区平岸4条5丁目1 - 8	森 健 次	大 高 千恵子	同	事務局	
同	同 札幌東総支部	同 東区東苗穂3条2丁目3 - 22	同 義 本 館 嘉 三	同 鈴 木 房 子	同	同	
同	同 新札幌総支部	同 厚別区もみじ台北2 - 3 - 19	同 涌 井 国 夫	同 北 村 宗 彦	同	同	
同	同 西札幌総支部	同 西区西町南7丁目3 - 3	同 中 川 利 夫	同 仲 村 島 司	同	同	
否	石崎岳連合後援会	同 豊平区月寒中央通6丁目3 - 35	同 里 村 幸 智 清	同 松 橋 内 賢 治	同	渡島支所	
同	里村こうきち後援会	上磯郡上磯町当別3 - 3 - 5	同 野 尻 清 彦	同 竹 内 若 好 秋	同	空知支所	
同	野尻清後援会	岩見沢市9条西15丁目1 - 2	同 松 野 和 益 弘	同 森 小 野 勝 美 夫	同	上川支所	
同	旭川薬剤師連盟	旭川市金星町1丁目2 - 10	同 今 出 神 田 宣 巳	同 五十嵐 橋 勝 哲 千恵子	同	同	
同	池田えいしよと町づくりを考える会	上川郡和寒町字南町	同 野 田 和 夫	同 大 塚 千恵子	同	同	
同	岩倉博文日高東部連合後援会	浦河郡浦河町堺町東2 - 5 - 34	同 谷 口 宣 巳	同 高 川 肇 美 夫	同	日高支所	
同	恵美子・ネット浦幌会	十勝郡浦幌町字吉野116番地1	同 岡 田 勝 次 郎	同 大 原 千恵子	同	同	
同	岡田和夫後援会	中川郡幕別町札幌内中央町528番地9	同 佐 田 光 成	同	同	同	
同	おびひろ夢創造くらぶ	帯広市西12条南27丁目1 - 12	同	同	同	同	
同	翔成会	同 西25条南2丁目7番地51	同	同	同	同	

北海道選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年1月分)

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動		内 容	届 出 先
		新	旧		
公明党北札幌総支部	会計責任者の氏名	五郎部 千和子	本 館 嘉 三	事務局	同
同 札幌白石総支部	政治団体の名称	公明党札幌白石総支部	公明党東札幌総支部	同	同
同 札幌総支部	主たる事務所の所在地	札幌市南区川沿7条2丁目1 - 11	札幌市西区西町南7丁目3番3号	同	同
同	代表者の氏名	高 橋 功	涌 井 国 夫	同	同
同 南札幌総支部	主たる事務所の所在地	札幌市清田区平岡1条2丁目1 - 1	札幌市豊平区平岸4条5丁目1 - 8	同	同
同	代表者の氏名	三 浦 英 三	森 健 次	同	同
同	会計責任者の氏名	高 原 弘	藤 井 勇 夫	同	同
同	代表者の氏名	高 薄 浩 志	金 子 芳 久	同	同
自由民主党札幌地方自動車整備支部	代表者の氏名	同	同	同	同

自由民主党北海道第二選挙区支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	岡 島 武 二	高 木 邦 雄	事 務 局
札幌地方自動車整備政経懇話会	代 表 者 の 氏 名	高 三 上 峰恵子	金 子 芳 久	同
青雲会	会 計 責 任 者 の 氏 名	松 田 俊 一	岩 瀬 正 枝	同
税理士による石崎岳後援会	同	ど う み 重信後援会	大 和 純 一 郎	同
ど う み 重信後援会	政 治 団 体 の 名 称	竹 山 哲 夫	道 見 重信後援会	同
同	代 表 者 の 氏 名	高 薄 浩 志	横 田 俊 之	同
北海道自動車整備政治連絡協議会	同	佐 藤 陽 子	金 子 芳 久	同
北海道政治経済連	会 計 責 任 者 の 氏 名	札 幌 市 東 区 北 10 条 東 7 丁 目 3 - 11	高 田 信 寛	同
同	主たる事務所の所在地		札 幌 市 中 央 区 北 1 条 西 20 丁 目 1 - 20	同

階 札 幌 市 中 央 区 北 1 条 西 20 丁 目 1 - 20 心 広 北 1 条 ビ ル 2

同	会 計 責 任 者 の 氏 名	北 谷 英 美	佐 藤 陽 子	同
北海道電気保安協会労働組合政治活動委員会	代 表 者 の 氏 名	大 西 吉 典	近 間 政 美	同
北海道農業土木測量設計業政治連盟	会 計 責 任 者 の 氏 名	山 川 昇 弘	山 根 清 一	同
北海道民主教育政治連盟	代 表 者 の 氏 名	横 路 孝 弘	池 端 清 一	同
吉田進一後援会	政 治 団 体 の 名 称	吉 田 進 一 後 援 会	吉 田 進 一 連 合 後 援 会	同
同	代 表 者 の 氏 名	板 垣 俊 夫	田 中 公 功	同
上野功後援会	同	八 澤 昭 司	上 野 公 功	石 狩 支 所
米内山淳二後援会	主たる事務所の所在地	千 歳 市 北 斗 1 丁 目 24 番 11 号	千 歳 市 千 代 田 町 4 丁 目 16 番 2 号	同
みずし未清後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	久 本 安 信	民 野 幸 藏	渡 島 支 所
公明党小樽総支部	政 治 団 体 の 名 称	公 明 党 小 樽 総 支 部	公 明 党 西 札 幌 総 支 部	後 志 支 所
菊地憲一後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	阿 部 克 美	池 田 博	同
原谷春男後援会	代 表 者 の 氏 名	原 谷 栄 久 子	波 多 野 孝 一	同
佐藤正一後援会	同	松 本 敏 幸	渡 辺 秀 幸	空 知 支 所
空知地区農協政治連盟	同	神 清	廣 田 康 男	同
金田英行智恵文後援会	主たる事務所の所在地	名 寄 市 智 恵 文 智 南 木 之 内 方	名 寄 市 智 恵 文 親 和 鷺 田 方	同
同	代 表 者 の 氏 名	木 之 内 與	鷺 田 潔	上 川 支 所
高田忠尚後援会	主たる事務所の所在地	富 良 野 市 幸 町 2 番 17 号	富 良 野 市 南 扇 山 1	同
公明党稚内総支部	政 治 団 体 の 名 称	公 明 党 稚 内 総 支 部	公 明 党 道 北 総 支 部	宗 谷 支 所
同	代 表 者 の 氏 名	館 農 恒 一	沖 沢 清 一	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	鈴 木 茂 行	館 農 恒 一	同
自由民主党利尻富士支部	代 表 者 の 氏 名	鎌 田 一 夫	安 田 実	同
日本共産党斉藤信義後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	諏 訪 洋 子	新 木 富 士 男	同
同	同	新 木 富 士 男	常 谷 君 子	同
深井信朗政策研究会	主たる事務所の所在地	枝 幸 郡 歌 登 町 南 町 380 - 4	枝 幸 郡 歌 登 町 東 町 106 - 51	同
湯佐利夫鷺泊後援会	代 表 者 の 氏 名	鎌 田 一 夫	安 田 実	同

岩倉博文豊浦町後援会	会計責任者の氏名	世戸宏造	石澤清司	胆振支所 同
北海道経済懇談会室蘭地区	代表者の氏名	天里勝成	岩倉博	
岡田和夫全幕別連合後援会	主たる事務所の所在地	中川郡幕別町錦町117番地	中川郡幕別町札内中央町528番地9	十勝支所
同	代表者の氏名	景山倫照	岡田和夫	同
菊地康雄後援会	会計責任者の氏名	山角博	岡田顯嗣	同
中川昭一十勝連合後援会	代表者の氏名	有山利宣	廣瀬藤彦	同
小畑保則を育てる保友会	会計責任者の氏名	大塚祥司	進藤恒忠	釧路支所
福沢栄後援会	代表者の氏名	佐々木武美	横山一彦	同

北海道選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成14年1月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
すがの久光と語る会	菅野久光	平14.1.29	事務局
すがの久光連合後援会	田村武己	同	同
テクセルユニオン政治活動委員会	松平克己	同13.12.31	同
21世紀の北海道に貢献する会	野村光雄	同13.12.28	同
上野功後援会	八澤昭司	同13.12.31	石狩支所

北海道選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成14年1月分)

資金管理団体の届出をした者				資 金 管 理 団 体		届 出 先
氏 名	公 職 の 種 類	政治団体の名称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		
野 尻 民 清	岩見沢市議会議員	野尻清後援会	岩見沢市9条西15丁目1 - 2	野 尻 民 清		空知支所
岡 田 和 夫	幕 別 町 長	岡田和夫後援会	中川郡幕別町札内中央町528番地9	岡 田 和 夫		十勝支所
村 田 光 成	帯広市議会議員	翔成会	帯広市西25条南2丁目7番地51	村 田 光 成		同

北海道選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成14年1月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者			資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	届出先
氏名公職の種類			新			
深井信朗	歌登町長	深井信朗政策研究会	主たる事務所の所在地	枝幸郡歌登町南町380 - 4	枝幸郡歌登町東町106 - 51	宗谷支所
小畑保則	釧路市議会議員	小畑保則を育てる保友会	公職の種類	釧路市議会議員	北海道議会議員	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成14年1月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資金管理団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	指定取消届出先
氏名公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	年月日
菅野久光	参議院議員	すかの久光と語る会	札幌市中央区南3条西12丁目	菅野久光	平14.1.29
沢宣彦	留寿都村長	沢宣彦後援会	虻田郡留寿都村字留寿都69番地3	沢宣彦	同13.12.31
岡田和夫	幕別町長	岡田和夫全幕別連合後援会	中川郡幕別町札幌内中央町528番地9	岡田和夫	同
工藤清雄	釧路市議会議員	工藤清雄後援会	釧路市宝町7 - 7	工藤清雄	同13.12.28

北海道選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	届出先
上野功後援会	江別市大麻元町188番地	上野功	平成13.11.30	石狩支所

北海道選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年3月1日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

当該政治団体を支部とする政党の名称	政党の支部の名称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届出先
(政 党 本 部 の 名 称)			
公明党	公明党札幌豊平総支部	有	事務局
同	同 札幌東総支部	同	同

公明党 公明党新札幌総支部 有
同 同 西札幌総支部 同

事務局
同

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第15号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年3月1日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号株式会社ロデオ
	代表者の氏名	代表取締役 谷澤 鑣次
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	イチゲキチイオウ2
	製造業者名	株式会社ロデオ
	型式試験番号	14059900
	検定年月日	平成14年3月1日
	検定番号	第14059900号
2	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号株式会社ロデオ
	代表者の氏名	代表取締役 谷澤 鑣次
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	シヤクネツキバオウ2
	製造業者名	株式会社ロデオ
	型式試験番号	14056200
	型式概要	

3	検定年月日	平成14年3月1日
	検定番号	第14056200号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号株式会社イーエ電研
	代表者の氏名	代表取締役 武本 孝俊
	製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番6号
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	ＣＲＤクータラボDX
	製造業者名	株式会社イーエ電研
4	型式概要	型式試験番号 10068900
	検定年月日	平成14年3月1日
	検定番号	第10068900号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号株式会社大都技研
	代表者の氏名	代表取締役 木原 海俊
	製造又は検査を行う事業所の所在地	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ガンガン
	型式概要	製造業者名 株式会社大都技研
	型式試験番号	14067200
	検定年月日	平成14年3月1日
	検定番号	第14067200号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地株式会社ソフイア
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
	型式概要	
	型式試験番号	
	型式概要	

5	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R 花満Z	
	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社ソフイア 10066600
6	検定年月日	平成14年3月1日	
	検定番号	第10066600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間	
	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 10061600
7	検定年月日	平成14年3月1日	
	検定番号	第10061600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間	
	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 10071000
8	検定年月日	平成14年3月1日	
	検定番号	第10071000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間	
	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 10071000

8	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式 遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	型式の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ フイーパーセグンミッションドX
9	概要 製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 10069800
	検 定 年 月 日	平成14年3月1日
	検 定 番 号	第10069800号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
10	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式 遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	型式の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRフイーパードデカザウルスJ13
	概要 製造業者名 型式試験番号	株式会社三共 10066900

第 1344 号

北 海 道 公 報

検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第10065300号
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 小森富美雄
製造又は検査を行 う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
遊技機の種類	回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	オオタコスロ2-30
製造業者名	株式会社エレコ
型式試験番号	14067500
検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第14067500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 エルホン工業株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 岸 勇夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	C R 花火師勤太
製造業者名	エルホン工業株式会社
型式試験番号	10070000
検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第10070000号
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 茂
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	C R ミニスカボリスW
製造業者名	株式会社大一商会
型式試験番号	20000800
検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第20000800号
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 茂
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	C R ミニスカボリスX
製造業者名	株式会社大一商会
型式試験番号	10070500
検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第10070500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型 式 名	フイーバール殿DX
製造業者名	株式会社三共
型式試験番号	10071100
検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第10071100号
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月1日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号 株式会社大都技研
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 木原 海俊

	製造又は検査を行 う事業所の所在地	東京都葛飾区小菅二丁目8番9号	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ガンガン - 30	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社大都技研 14067300	
	検 定 年 月 日	平成14年3月1日	
	検 定 番 号	第14067300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R ・ 帰ってきた黄門ちゃま J	
	製造業者名 型式試験番号	株式会社平和 20000500	
17	検 定 年 月 日	平成14年3月1日	
	検 定 番 号	第20000500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 永野 裕豊	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R 竜鳳伝説 Z 2	
	製造業者名 型式試験番号	豊丸産業株式会社 20000400	
18	検 定 年 月 日	平成14年3月1日	
	検 定 番 号	第20000400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間	

19	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代表者の氏名	代表取締役 後藤 常喜
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地
	型式 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲミラクルチェイサーＺ１
概要	製造業者名 型式試験番号	株式会社まさむら遊機 10060600
20	検定年月日	平成14年3月1日
	検定番号	第10060600号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機
	代表者の氏名	代表取締役 後藤 常喜
21	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地
	型式 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 帰ってきた黄門ちゃまⅤ
	製造業者名 型式試験番号	株式会社平和 10067000

検 定 年 月 日	平成14年3月1日
検 定 番 号	第10067000号
検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年3月1日）から3年間

調 査 本 部 告 示

北海道警察本部告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年3月1日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 提供を受ける役務の名称及び数量

ア 提供を受ける役務の名称

- 包布の洗濯 一枚当たりの単価
- 敷布の洗濯 一枚当たりの単価
- 枕カバーの洗濯 一枚当たりの単価
- 襟布の洗濯 一枚当たりの単価
- 毛布の洗濯 一枚当たりの単価
- タオルケットの洗濯 一枚当たりの単価
- 枕の洗濯 一個当たりの単価
- 掛布団の洗濯 一枚当たりの単価
- 敷布団の洗濯 一枚当たりの単価

イ 数量（予定数量）

- 包布（シングル） 4,880枚
- 敷布（シングル） 4,550枚
- 枕カバー（シングル） 5,320枚
- 襟布 50枚
- 毛布（シングル） 290枚
- タオルケット（シングル） 1,990枚
- 枕 200個
- 掛布団（シングル） 200枚
- 敷布団（シングル） 200枚

(2) 提供を受ける役務の内容等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 集荷及び納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の規定による届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年3月1日から20日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成14年3月26日 午前9時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落 札 者 の 決 定 方 法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第29号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年3月1日

北海道警察本部長 上 原 美都男

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する規程
警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和62年北海道警察本部告示第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「執行のため監獄」の次に「（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」を加え、同条第2号中「（昭和23年法律第168号）」を削る。

「
☐ 看護婦 年 月 日から
☐ 付添婦 年 月 日まで
☐ その他 日間
」

「
年 月 日から 日間
年 月 日まで
を 看護師の資格 ☐有 ☐無
に改め、同様式その4中
」

基 本 療 養 費	保健婦、保健士、看護婦、看護士、 理学療法士、作業療法士	を	基 本 療 養 費	保健師、看護師、理学療法士、 療 法 士
円 × 回	円		円 × 回	円 × 回
準看護婦、準看護士			準看護師	

作業

円 に改める。

円

「
附 則
」

平成十四年三月一日 金曜日

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課